

# 最近の証券市場と 証券取引等監視委員会の活動状況

---

平成23年10月24日

証券取引等監視委員会

証券検査課長 外崎 亮

# 目次

---

. 証券市場の概要	3
. 最近の規制の見直し	7
. 証券取引等監視委員会の活動状況	13
. 具体的事例	17
. 市場の活性化に向けて	25

## 証券市場の概要(1)

---

### < 金融市場と証券市場 >

金融市場とは、経済において、資金余剰部門から  
資金不足部門へ資金が融通される場

間接金融

・金融機関(銀行等)による資金仲介

直接金融

・直接金融が行われる場 = 証券市場

有価証券の発行、売買等の場が証券市場(発行市場、流通市場)

## 証券市場の概要(2)

---

### < 有価証券 >

国債	地方債	特殊法人債	社債
株券	出資証券	優先出資証券	
新株予約権証券		投資信託受益証券	
信託受益証券		コマーシャルペーパー	
抵当証券	外国証券	等	

上記で証券が発行されない場合  
合名会社・合資会社の社員権  
集団投資スキーム持分 等

(金融商品取引法第2条第1項、第2項)

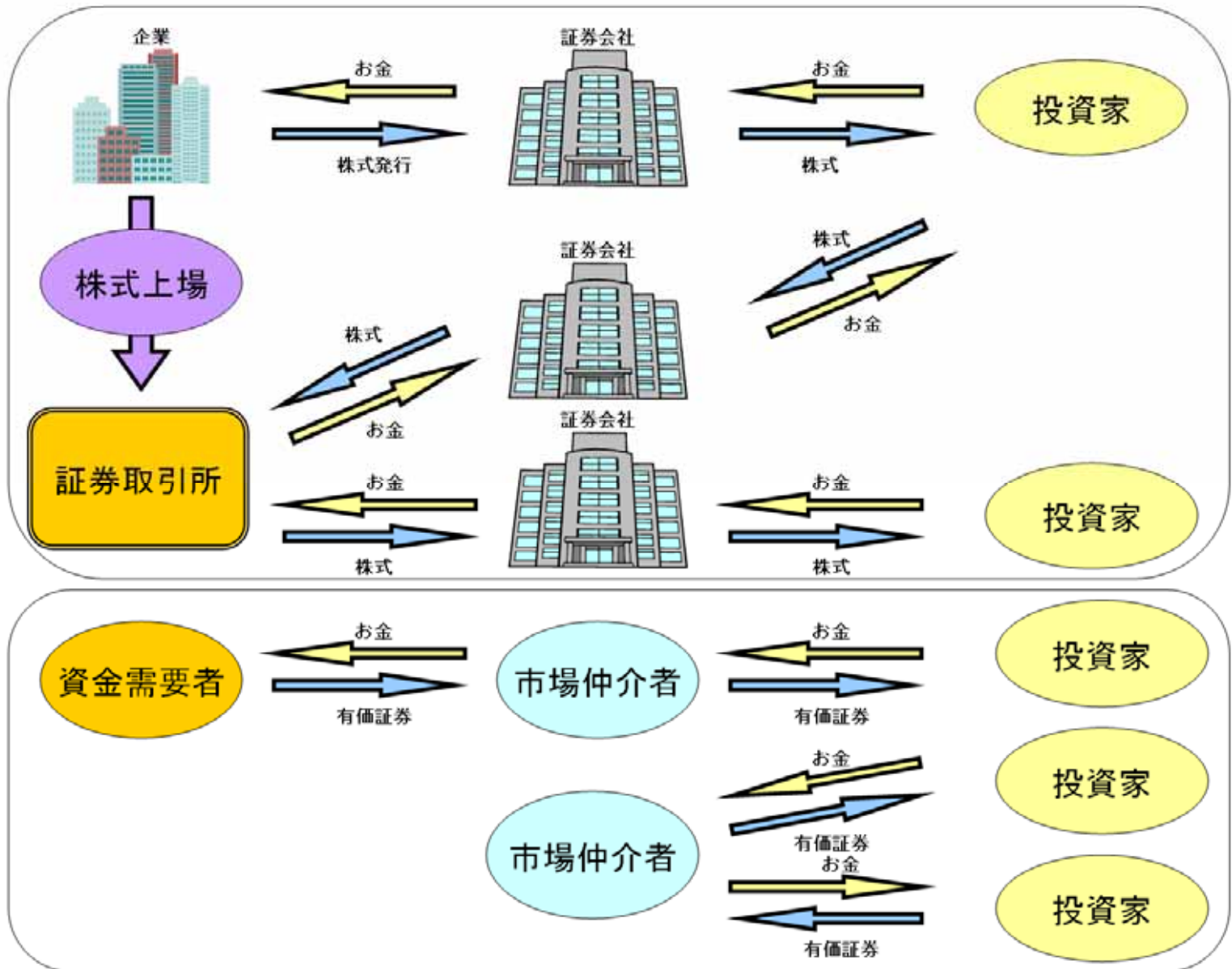
## 証券市場の概要(3)

---

< 証券市場における市場仲介者等(証券市場のプレイヤー) >

証券会社	外国証券会社	外国為替証拠金業者
集団投資スキームを扱うファンド販売業者		
投資運用業者	投資助言・代理業者	金融商品仲介業者
信用格付業者	証券(金融商品)取引所	
自主規制法人(証券業協会等)		投資者保護基金
清算機関	証券金融会社	投資信託委託会社
投資法人	特定目的会社	振替機関 等

# 証券市場の概要(4)



## 最近の規制の見直し

---

### < 国際的な金融規制改革に係る合意事項 >

世界的な金融危機(いわゆるリーマンショック)等を踏まえ、国際的に認識された主な重要課題

国境を越えたシステム上重要な金融機関の問題への対処

格付け会社に対する適切な監督

ヘッジファンドに対する適切な監督

店頭デリバティブ市場における新たな規制・監督の導入

## 我が国における規制・監督の見直し(1)

---

国境を越えたシステム上重要な金融機関の問題への対処

- ・ 証券会社グループへの連結監督・規制の導入  
(平成22年)

グループ全体の経営実態の適時・的確な把握、統合的なリスク管理態勢等の重点的検証

G-SIFIs: Global Systemically Important  
Financial Institutions



## 我が国における規制・監督の見直し(2)

---

格付け会社に対する適切な監督

- ・ 登録制度、体制整備義務、禁止行為、情報開示義務の導入(平成21年)

利益相反防止、格付けプロセスの公正性確保等  
監督上の処分、報告徴取、検査等の規定整備

## 我が国における規制・監督の見直し(3)

---

ヘッジファンドに対する適切な監督

- ・ ファンド(集団投資スキーム)について、登録制、業務規制、禁止行為等の導入(平成19年)

顧客に対する誠実公正義務、等

監督上の処分、報告徴取、検査等の規定整備

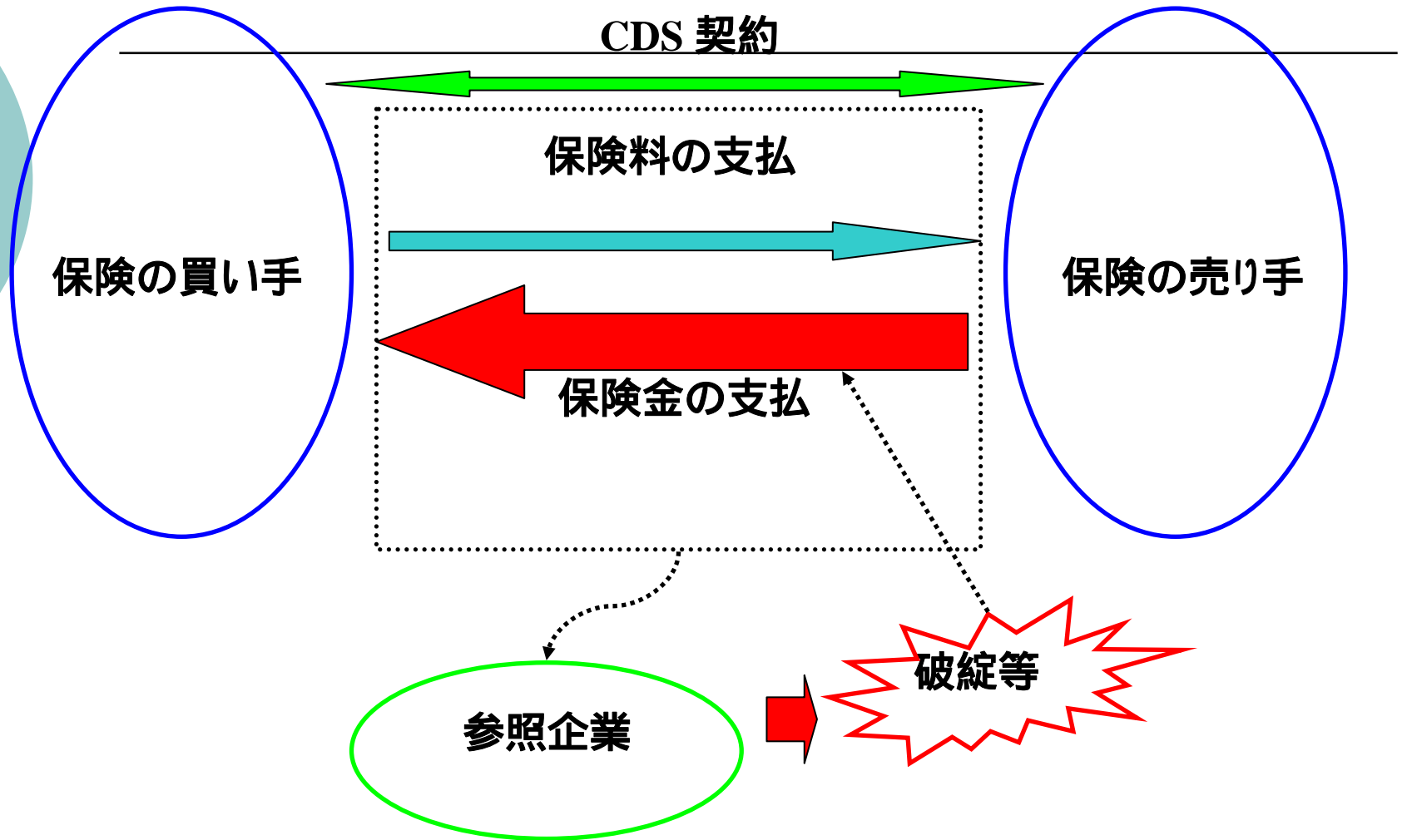
## 我が国における規制・監督の見直し(4)

---

### 店頭デリバティブ市場における規制・監督の導入 (平成22年)

- ・ 店頭デリバティブ取引(CDS等)に関する清算機関の利用の義務付け
- ・ 国内清算機関の基盤強化、国内清算機関と外国清算機関の連携制度の整備
- ・ 取引情報の保存・報告制度の創設

# クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の仕組み



## 証券取引等監視委員会の活動状況

---

証券取引等監視委員会(以下、「証券監視委」)の概要

- ・平成4年に設立(当初は大蔵省の外局、現在は金融庁の外局)
- ・委員長、委員(2名)、事務局(6課体制)、全国11の財務局等に証券取引等監視官部門を配置。(職員数計704人:23年度末)

証券監視委の主な活動

証券会社等の検査            行政処分を求める勧告

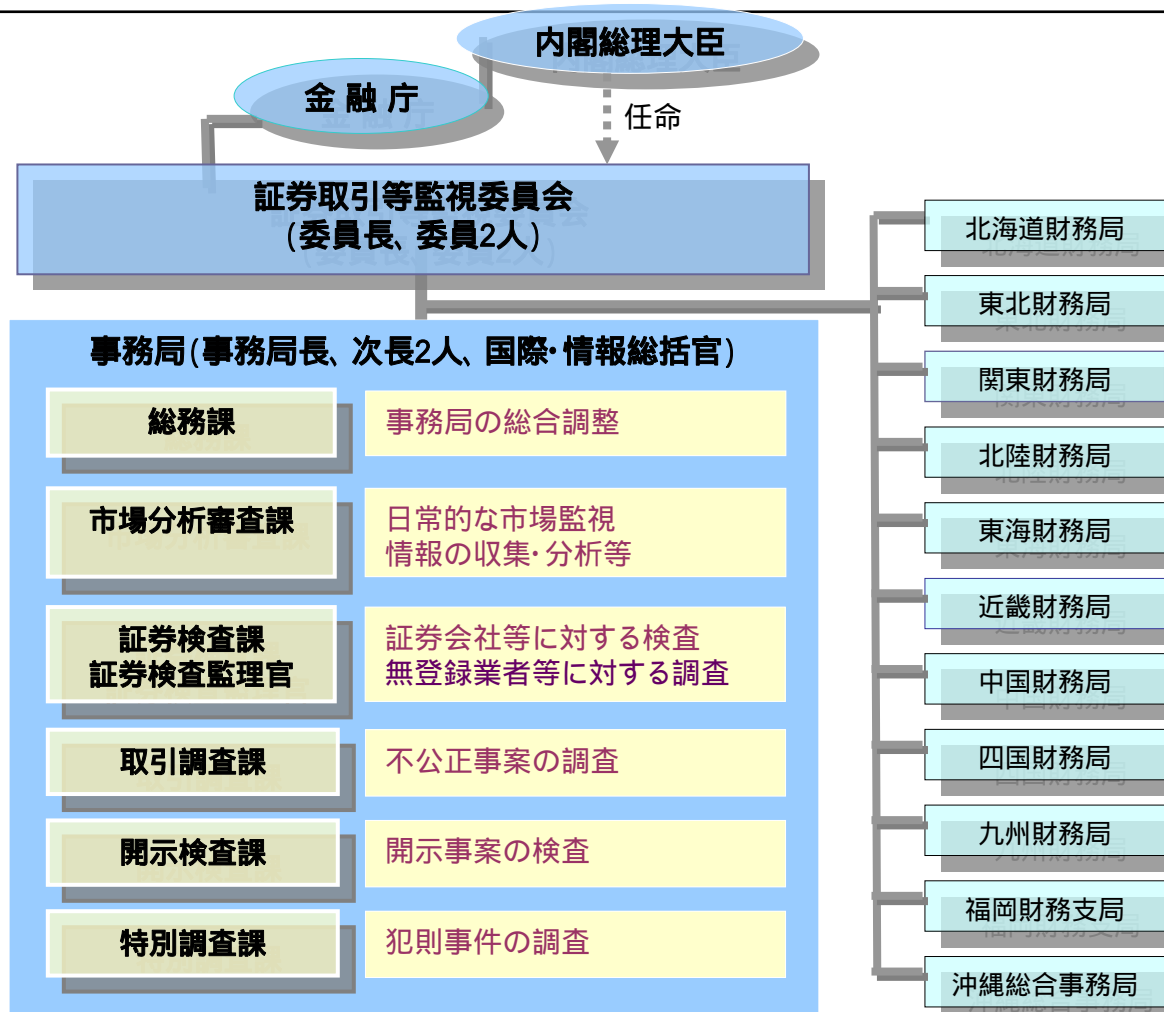
無登録業者の調査            禁止・差止命令の申立て

取引調査、開示検査            課徴金納付命令を求める勧告

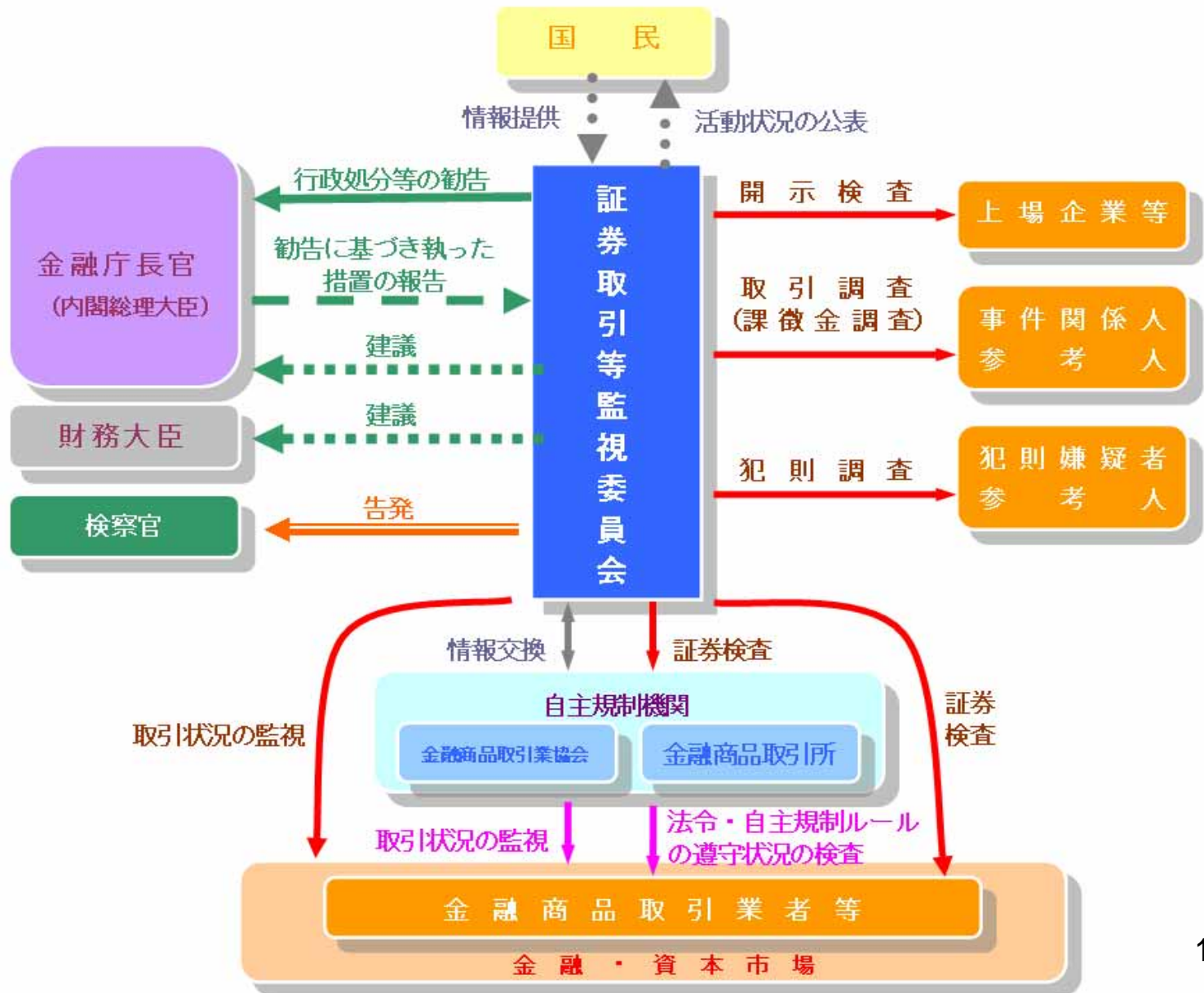
犯則調査            刑事訴追を求める告発

検査・調査等の結果、必要と認められる施策(法令、自主ルールの改正等)の建議

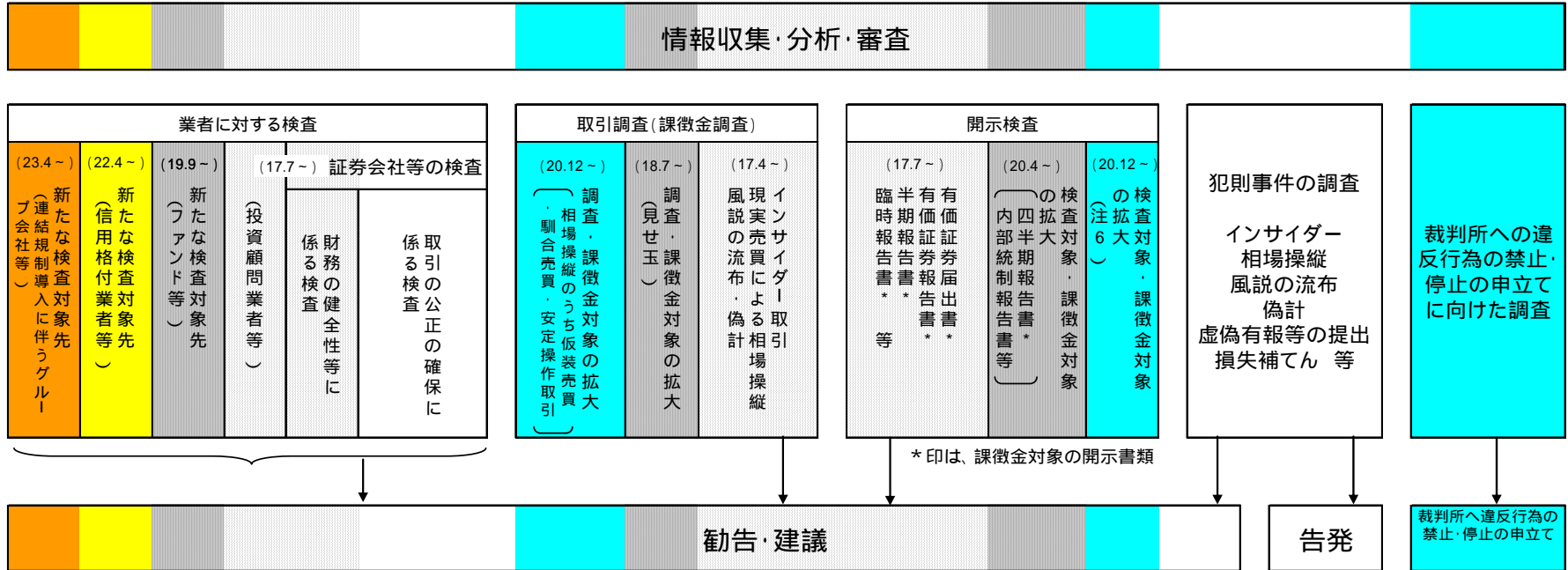
# 証券監視委の組織



# 証券監視委の活動概要



# 証券監視委の権限の変遷・拡大



証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

- (注1) 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。  
(開示検査のうち、有価証券届出書については、平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。)
- (注2) 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注3) 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。
- (注4) 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注5) 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注6) 検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。  
 ・特定投資家向け有価証券に係る情報。  
 課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。  
 ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。  
 ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)  
 ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。



## ・具体的事例(1)

---

### インサイダー(内部者)取引

上場会社に係る重要事実を知った当該会社の役職員またはその伝達を受けた者が、その重要事実の公表前に当該会社の株式等の売買を行うこと

### 相場操縦

市場において相場を人為的(仮装売買、見せ玉等)に変動させ、他人に誤解させることによって、その相場の変動を利用して自己の利益を図ろうとすること

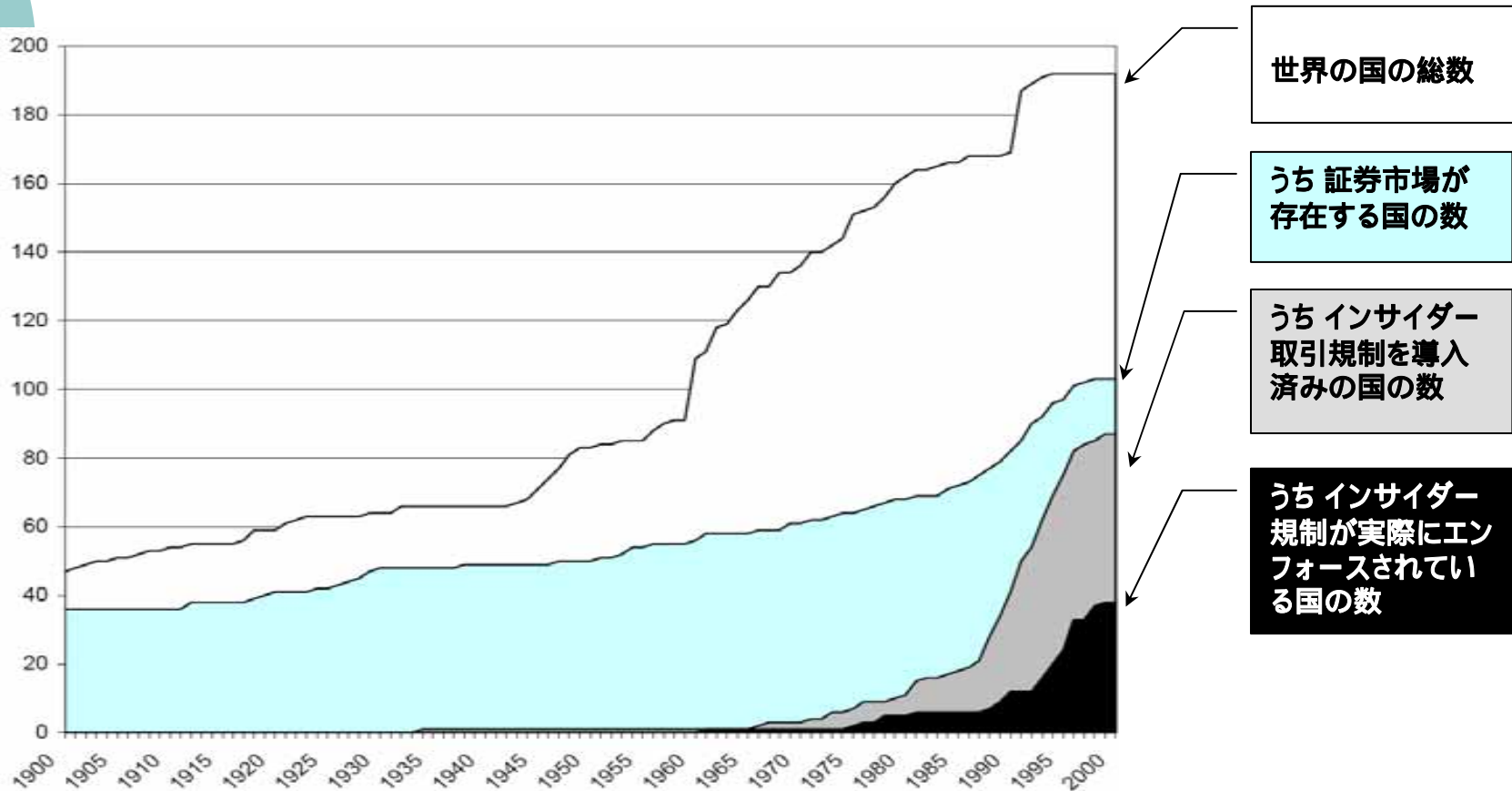
## . 具体的事例(2)

---

ファンドに対する投資を行うに当たって

ファンド(集団投資スキーム)の仕組み  
他者から金銭等の出資・拠出を集め、  
当該金銭等を用いて何らかの事業・投資を行い、  
当該事業・投資から生ずる収益等を出資者に分配

# 世界のインサイダー取引規制の歴史



(出所) Bhattacharya and Daouk (2002), The World Price of Insider Trading. *The Journal of Finance*.

## インサイダー取引規制20年の歩み

---

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 昭和62年 | 9月  | タテホ化学工業の財テク失敗を巡る一連の取引                        |
| 63年   | 2月  | 大蔵省・証券取引審議会「内部者取引の規制の在り方について」                |
| 平成元年  | 4月  | 証券取引法改正(インサイダー規制施行)                          |
| 2年    | 6月  | 日新汽船株式に関する規制違反・警視庁による摘発<br>インサイダー規制違反の初めての事例 |
| 3年    | 4月  | マクロス株式に関する規制違反<br>大蔵省による初の告発事例               |
| 4年    | 7月  | 証券取引等監視委員会発足                                 |
| 6年    | 10月 | 日本商事株式に関する規制違反<br>証券取引等監視委員会による初の告発事例        |
| 17年   | 4月  | 証券取引法改正(インサイダー規制違反に対する課徴金の導入)                |

## インサイダー取引の監視体制

---

証券会社、証券取引所、証券監視委がそれぞれ  
チェック

証券会社、証券取引所は、インサイダー取引の疑い  
のあるものを証券監視委へ報告

証券監視委は、インサイダー取引に関する審査を年  
間600～1,000件程度実施

インサイダー取引の課徴金勧告件数及び犯則事件  
告発件数は増加傾向

## 相場操縦の最近の事例

---

福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法を用いた相場操縦事件(平成23年8月5日証券監視委告発)

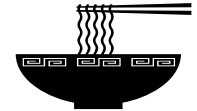
大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件(平成22年10月28日証券監視委告発)

ネット取引による見せ玉等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件(平成21年9月29日証券監視委告発)

## ファンド投資について

---

金融商品取引法上、ファンドとは  
広くお金(出資金)を集め、  
何らかの事業に投資し、  
その収益で配当を行う仕組み



投資対象事業は何でもよい

(例)映画、レストラン、ワイン、絵画、沈没船、未公開株

収益次第で配当が上下(最悪の場合無配当)  
元本の保証なし(最悪の場合元本ゼロ)

## ファンド投資における留意点

---

無登録業者とは絶対取引しないこと

登録・届出業者の中にも問題業者がいる可能性があることに留意

高配当をうたうファンド、投資対象がよく分からないファンド等は要注意

契約する前に、契約内容を記した書面をよく読み、不明な点は確認。少しでも納得が行かない場合は契約しないこと



# 市場の活性化に向けて

